

特定計量器（はかり）定期検査のおしらせ

商店・農家・病院・学校などで「取引」または「証明」に使用する計量器（はかり）については、2年に1回定期検査を受けることが計量法で定められています。



対象となる計量器

- 商店などで商品の売買に使用している計量器
 - 病院、薬局などで使用している計量器
 - 学校、幼稚園、保育園などで身体検査等記録用に使用している計量器
 - 農業などで生産物の売買、出荷のために使用する計量器
 - 工場、事業所などで原材料の購入、製品の販売、出荷に使用する計量器
- 検査方法** (公社)神奈川県計量協会の職員が、はかりの所在場所に直接出向いて実施します。

検査期日 4月13日(月)～5月22日(金) ※土、日、祝日を除く
過去に検査した商店などには、はがきで事前に通知があります。

検査手数料 1台につき500円から3,000円程度
※これまでに検査を受けたことがない方は、お問合せください

問 合 せ 観光経済課 商工農林係 TEL83-1228
(公社)神奈川県計量協会 TEL045-401-2711

「献血」にご協力ください ～あなたの献血が多く、の生命を救います～

人間の生命を維持するために欠くことのできない血液は、人工的に造ることができません。また、長期間の保存ができないため、輸血に必要な血液を確保するためには、絶えず献血による確保が必要となります。

病気やけがなどで輸血を必要としている方の尊い生命を救うため、献血のご協力をお願いします。



日 時 4月23日(木) 13:30～15:30

場 所 JR松田駅北口駅前広場

◎医療現場が必要としている血液製剤の大部分は400ml献血です。

次の400ml献血の基準を超えている方は、ぜひ400ml献血にご協力ください。

系統	全血献血	
1回の献血量	400mL	200mL
年齢(※)	男性 17～69歳 女性 18～69歳	16～69歳
体重	男女とも 50kg以上	男性 45kg以上 女性 40kg以上

※65歳以上の方の献血については、献血される方の健康を考え60～64歳の間に献血経験のある方に限ります

問 合 せ 子育て健康課 健康づくり係 TEL84-5544

寄自然休養村養魚組合 春季清流釣り大会

寄地区に春の到来を告げる春季清流釣り大会を開催します。当日は大物のさくら鱒やイワナなど多数放流しております。釣り好きの方はもちろん、ご家族、お友達とお誘い合わせのうえ、奮ってご参加ください。



日 時 4月12日(日) 9:00～11:00

会 場 寄自然休養村養魚組合 マス釣り場

参 加 費 前売券…4,000円 当日券…4,500円

※前売券は、寄自然休養村養魚組合(電話予約も可)で販売しています

問 合 せ 寄自然休養村養魚組合 TEL89-2321
ホームページ <http://yadoriki.jp/>

介護保険料の特別徴収について

現在、介護保険料を特別徴収(年金天引き)により納めている方の平成27年4、6、8月分の介護保険料は、今年2月に天引きされた保険料額と同じ金額となります。また、4月、6月から新たに特別徴収が開始される方については、通知を送付します。

なお、年間の保険料が決定される7月には、介護保険第1号被保険者(65歳以上)すべての方に平成27年度介護保険料納入通知書(決定通知書)を送付します。

介護保険料の詳細は広報まつだ4月号に掲載の第6期松田町高齢者福祉計画・介護保険事業計画概要版をご覧ください。

問 合 せ 福祉課 高齢介護係 TEL83-1226

空家バンクへの登録

空家バンクは、町内全域の空家情報をホームページで紹介するものです。町内に「空家」をお持ちの方で、空家情報にご協力いただける方は、ぜひご連絡ください。登録された情報を町のホームページに掲載し、町内に定住等を目的として空家の利用を希望する方に対して情報の提供を行います。



緑の山々と清流豊かな自然環境の中で、四季の移り変わりを実感しながら松田町で“暮らしたい人”と、空家物件を“見て欲しい人”をつなぐ架け橋となれるよう取り組んでまいります。

問 合 せ 定住少子化担当室 定住少子化対策係 TEL84-5541

「呼吸法機能訓練」参加者募集

65歳以上で、身体の機能に不安のある方、日常生活に不便を感じている方へ運動と機能訓練を行う教室です。

日 程 毎週水曜日 全20回 初回は4月15日(水)

時 間 10:00～11:30(9:30～受付)

場 所 町民文化センター 1階 展示ホール

持ち物等 タオル、飲みもの
運動ができる服装・靴でご参加ください。
初回と最終回には体力測定があります。

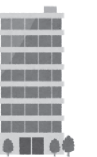
申込締切 4月13日(月)

申し込み・問合せ 町地域包括支援センター TEL83-1191



企業等雇用奨励金交付制度

町では、町内に立地している企業などに対して奨励支援を行うことにより、地域経済の活性化や雇用創出を図るため、一定の要件を満たした場合に、次のとおり奨励金を交付する制度を実施しています。申請期間は、雇用した日より1年を経過した日から6カ月以内となりますので、申請漏れのないようご注意ください。



対象・交付額

○新規雇用従業員を3人以上採用した企業など…新規雇用従業員1人につき10万円(限度額50万円)

※新規雇用従業員とは…企業などが新たに採用した従業員で引き続き1年以上雇用され、申請する年の1月1日現在において松田町の住民基本台帳に記録されている方をいいます

申請・問合せ 定住少子化担当室 定住少子化対策係 TEL84-5541

後期高齢者医療保険料の仮徴収のお知らせ

昨年度から継続して本年度も特別徴収(年金天引き)の対象となる方の、平成27年4、6、8月の仮徴収される保険料は、今年2月の保険料と同じ金額となります。そのため、毎年4月に通知していましたが「仮徴収のお知らせ」は発送しません。ただし、4月から新たに特別徴収になる方には、仮徴収額決定通知書を送付します。

なお、平成27年度の保険料が決定する7月には、全ての被保険者の方に、仮徴収額を含む年間の保険料を記載した、保険料額決定通知書を送付します。

問 合 せ 町民課 国保年金係 TEL83-1225